

令和6年度12月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
被保護者就労準備支援事業費	生活福祉課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
14,038	令和7年度	9,358				4,680

【事業の目的】

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱えた被保護者に対しては、ボランティア活動等の体験を通じて、就労に必要な基礎能力を習得し、社会参加及び就労に対する意欲を高める支援を行うとともに、稼働能力の活用が不十分と思われる被保護者に対しては、職業訓練、就労体験等の就労支援を行い、生活保護世帯からの自立を図ることを目的とする。

【事業の内容】

支援対象者に対し、就労意欲の喚起から自立に至るまでの総合的な支援を行う（委託事業）。

【これまでの関連する取組】

平成25年度から事業を実施している（平成25～26年度は国のモデル事業）。
平成30年度からは、前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月1日の契約締結と同時に支援を開始している。
令和2年度からは、人権推進課（中央人権福祉センター）が実施する生活困窮者に対する就労支援事業と共同で事業を実施している。

【今後の取組】

債務負担行為を設定することにより翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することができるため、年度替わりにおいても途切れることなく継続した就労支援が可能となる。

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

令和7年1月 公募型プロポーザル
2月 業者選定
3月 参加者募集及び面談
4月 契約締結、支援開始